

総行安第 33 号

令和 6 年 6 月 26 日

関係県 総務部長 殿

(安全衛生担当課・市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室長

(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震による災害対応業務に従事する職員の
心身の健康確保について (通知)

令和 6 年能登半島地震により被災した地方公共団体において、一日も早く被災者の生活
再建や地域の復旧・復興を進めていくためには、その中心となって災害対応業務を行う職員
の心身の健康確保に十分な配慮が必要となります。

このため、今般の地震における災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の健康管理・安
全衛生については、「令和 6 年能登半島地震による災害復旧業務に従事する職員の健康管
理・安全衛生について」(令和 6 年 1 月 9 日付け総行安第 1 号) 及び「令和 6 年能登半島地
震による災害復旧業務に従事する職員の心身の健康確保に向けた勤務環境の確保や健康管
理等について(通知)」(令和 6 年 3 月 15 日付け総行公第 13 号・総行派第 17 号・総行安第 8 号)
により、十分に御留意いただくよう通知しているところです。

また、「令和 6 年能登半島地震に係るメンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の利用に関
する要望調査について(照会)」(令和 6 年 2 月 7 日付け総行安第 3 号) により、地方公共団
体からの要望を受けて、令和 6 年 3 月から順次臨床心理士等による個別面接なども行って
いるところです。

発災から 5 か月以上が経過し、災害対応業務が長期化する中で、職員の心身の疲労蓄積が
懸念されることから、引き続き、上記の通知に御留意のうえ、職員の健康確保に向けて適切
に対応していただくようお願いいたします。

なお、(一財) 地方公務員安全衛生推進協会(以下「安衛協」という。)が実施する「メン
タルヘルス対策支援専門員派遣事業」の利用希望がある場合は、安衛協に適宜ご相談くださ
い。

○メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業(各地方公共団体に臨床心理士等を派遣)

<URL> <https://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3/>

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ： 03-3230-2021 (安衛協企画課)

(本通知に関する連絡先)

【安全厚生推進室安全厚生係】

担 当：出口、箱守

T E L：03-5253-5560 (直通)

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp